

## 地域・関係団体からの意見等について

- 自治協議会及び自治会・町内会等からの主な意見 P 1
- 福岡市社会福祉協議会からの意見書 P 19
- 福岡市社会福祉協議会地域福祉部会からの意見書 P 22  
(各区の校区社会福祉協議会地域福祉部会の意見取りまとめ)
- 福岡市民生委員児童委員協議会からの意見書 P 37
- 福岡市七区男女共同参画協議会代表者会（7区会長個人）からの意見書 P 39
- 自治協議会の運営基盤強化支援事業の実施状況について P 41
- 「居住者情報に関する意見交換会」の実施状況について P 43

## 自治協議会及び自治会・町内会等からの主な意見

### I 校区単位(自治協議会)への支援

#### ○「活力あるまちづくり支援事業補助金」の補助対象事業の見直し

##### ①「まちづくり基本事業」に「高齢者に関する事業」を追加

#### 【自治協議会の意見】

- ・地域福祉は現在、社協部員と民生委員が活動している。これを自治協全体で取り組むようになれば活動しやすくなる。
- ・基本事業に”高齢者”が追加されることは、自治協として以前から実施している内容であるので問題ない。
- ・校区が高齢化しており、「高齢者に関する事業」の担い手がいない。
- ・民生委員制度を拡充した方が良い。
- ・「高齢者に関する事業」を行うには情報の提供が必要。
- ・高齢者の見守りや生活支援については、現在民生委員が中心となって行っているが、自治協が関わるとなると町内会長の負担が増えるのではないか。
- ・高齢者の見守りについては、老人クラブが友愛訪問で取り組んでいるが、年々補助金が減っている。老人は増えているのであるから、老人クラブの補助金こそ増やすべき。
- ・高齢者の見守りは社協と民生委員が協力して実施しており、あえて自治協で実施する必要はない。
- ・基本事業に高齢者に関する事業が増えて、補助金が増額されないのは納得できない。社協の助成金は振替だけではないか。お金が足りない、増額すべき。
- ・高齢者の分の事業が増えるが、活力補助金は増えるのか。
- ・高齢者に関する事業が追加されることは当然だが、高齢者だけでよいのか。
- ・人尊協などは一緒にならないのか。
- ・高齢者に関する事業が入ることにより、活力の補助金が増えるならいいが。
- ・まちづくり基本事業に高齢者に関する事業が増えたとしても現在行っている事業はそのまま継続していくつもりである。そうなれば、現在の補助金の額では行えなくなるので、活力補助金・社協の補助金どちらでもよいが増額が必要である。
- ・区老ク連（市老ク連）が実施している事と競合する。競合するからといって反対するわけではないが、整合出来るものは行政間でお互いに話し合い、幅のある熱い支援を望む。（支援補助金等の統合による事業展開）
- ・高齢者に関する事業については、実施する自治協議会が一定の責任を持つ事に他ならないのではないかとと思われる。とすれば、まず福岡市から自治協議会に対し、校区社協や老人クラブの活動とは異なる高齢者に関する事業の基本的考え方や今後の方針などが示されるべきではないか。
- ・現状活動費ではとても見守りにあてるお金が捻出できない。校区全体に活動費が下り、校区としてシニア層の見守り活動が出来れば良いと思う。
- ・自治協も保健福祉部会で認知症対策等にも既に取り組んでいるので新たに導入する必要はない。
- ・ふれあいネットワークの業務は民生児童委員のメイン業務として、その領域は守るべきだと思う。

- ・自治協に高齢者に関する部会を新設する必要がある。
- ・防災やまちづくり関係の市の補助金は「活力あるまちづくり支援事業補助金」に統合すべき。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・今までの高齢者の活動は全て元気なお年寄りを対象とした事業ばかりだった。今回の改定案では、見守りや日常生活の支援等不自由な体になった老人を対象とした事業を補助金の対象事業にすることには大賛成。
- ・何故、この10年間、高齢者に関する事業をまちづくり基本事業に入れなかったのか。
- ・高齢者の見守りをしようにも、行政や民生委員の方から高齢者の方々がどこに住まわれているのかという情報提供が行われていない。どうすればいいのか。
- ・住所一覧ではどこにだれが住んでいるのか分からない。市は高齢者などの世話をしろと言われてもこれじゃできない。なんとかならないか。
- ・社協との関係で要望がある。市が高齢者事業を盛り込みたいと考えているのであれば、校区社協の役割分担を見直さないといけないが、どのように枠組みを変えるべきだと市からセッションをもらわないと、見直しに取り組めない。
- ・自治協議会の補助対象事業になれば補助金は増えるのか。また、それぞれの役割分担はどういう風に考えてあるのか。
- ・隣近所の住民・地域町内会の責任を大きくすることには反対。
- ・現行のままでも高齢者事業を入れる事が出来る。予算(補助金)増や、市社協・区社協の手厚い支援があれば良い。

#### 【各種団体の意見】

- ・今後益々高齢化社会が進む中、自助・共助・公助の役割の中、共助である地域の組織の充実が必要と思われる。しかるに、補助対象事業に「高齢者に関する事業」が追加された事は大変良いことである。
- ・高齢者に関する事業を加える事に賛成である。ただし、事業内容について検討が必要である。他の事業もマンネリ化が進んでおり、活性化のためアドバイザーとの協議を行い、地域に密着した活力ある事業に進化させる必要がある。

#### ②「まちづくり基本事業」で実施する事業は校区の実情に応じて自治協議会が決定

#### 【自治協議会の意見】

- ・自治協制度発足から10年を経過した今、制度の変更等により「自治協が自ら決定できる」と定められる事は、必要な改正であると考えている。
- ・基本事業の実施が自治協の裁量に委ねられるということは、一部の事業を辞めてもいいということか。
- ・市は補助金で校区の自治をがんじがらめにしている。補助金を交付金にするなりして地域を信頼してもらいたい。
- ・国の法律で定められている男女共同参画の活動を校区の裁量でもって辞めることができるのか。自治協に判断を委ねると、校区の男女協がなくなる恐れがある。
- ・実施義務がなくなることにより、男女共同参画など事業ができなくなることになるのではないのか。
- ・男女共同参画の事業はつかみ所がない。男女のところだけ例示がない。振興課にも話したが、どういう事業をするべきなのか等方針を出して欲しい。

- ・裁量でよいのなら献血はもうやめたい。
- ・男女共同参画は必須であり続けるべきだと思う。
- ・男女共同参画について、まちづくり基本事業のどの事業をするか校区の実情に応じて自治協が決められることについては当該事業の縮小につながる恐れがあり、反対である。
- ・各種団体の行なう事業に優劣又は、優先順位をつける作業は簡単ではなく、相当の時間と労力を要すると思う。調整がつかない場合、自治協の求心力を失う。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・検討案の方が現実的で実情に合致する。選択して重点的に予算、活動等の配分検討が出来る。現行の”全てを実施しなければならない”との文言は確かに予算配分を受けているが、上から目線で、ボランティアで自主的に行動する意識を阻害している。
- ・改革に賛成だが、ある程度の指導的要素（こういう形が望ましい・こういう形で作ってもらいたい等）をハッキリ伝えるべき。
- ・必須事業として、最低限の事業を支援・指導するべきだ。
- ・補助金の対象条件を明記しなければ、ただの補助金の無駄遣いになることが危惧される。

#### 【各種団体の意見】

- ・まちづくり基本事業は、全て必須項目として取り組むべき。地域の裁量は、基本事業への取組みの強弱にあるのではと思う。
- ・校区によって活動に濃淡もしくは空白が生じてしまう可能性が想定される。事業を実施しない校区が生ずることは居住区により不平等を生じる可能性がある。
- ・検討案に反対。地域や各団体に対する説明がよくなされていない。もっと時間をかけるべき。
- ・校区の実情に応じて自治協議会が決定とすれば、一番先に男女共同参画に関する事業をしなくなるのは目に見えている。
- ・校区に任せられるほど自治協議会が成熟しているとは言い難い。
- ・補助金の行く末の先まで目を届かせ、その適正な運用に責任を持つべきだと思う。
- ・現行のまま、必須団体・必須事業として「高齢者に関する事業」を追加すれば良い事だと思う。
- ・自治協議会の役員は2年で交代し、何も知らない人が事業を決定し事業を行っても今まで積み上げてきた成果が後退するばかりで大反対である。
- ・男女共同参画事業に関しては、行政の監視を必要とするのが現状である。
- ・男女共同参画事業が選択肢の一つとなる事は、地域における男女共同参画推進を積極的に進めようとする本条例の趣旨に反するものであり、現行どおり補助対象事業は全て実施しなければならないとすべきである。

### ③地域活動アドバイザー派遣事業の充実(人材の拡充と活用促進)

#### 【自治協議会の意見】

- ・地域活動アドバイザー派遣事業を充実される事を期待して、地域の役員等の負担軽減を進めて貰いたい。
- ・アドバイザーより新たな考え、情報等を頂き、新しい校区活動が加えられれば新鮮味があって、若い方の参加が期待できるのではないか。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・地域活動アドバイザー制度を設けることにより地域をより活性化させることが必要と思う。
- ・活性化している自治会・町内会の成功事例を具体的に紹介して欲しい。その意味で、「地域活動アドバイザー制度」を期待している。早急に充実した制度にして欲しい。

### ○社会福祉協議会助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合

#### 【自治協議会の意見】

- ・賛成する。もともとふれあいネット・校区広報誌は自治協議会の協力なくしては成り立たない。
- ・高齢化が進んでいる状況のもと、自治協議会として重点事項として取組むべき事業であり、大いに賛同するものである。
- ・自治協なくして社協活動はできないため、自治協へ社協の補助金が入ることはよいことである。来年度から自治協が受け入れることは可能である。
- ・ふれあいネットワークにかかる助成金を活力補助金に統合した場合、ネットを実施している単位自治会ごとに領収証を添付した金銭出納簿を作成させ、自治協が全体のとりまとめを行うことになる。事務の煩雑化、自治協の負担増につながるのではないか。
- ・社協への助成金を活力補助金に統合してどんなメリットがあるというのか。ふれあいネットワークは単位自治会の活動であり、会計処理上の自治協の負担が増すばかりではないか。
- ・ふれあいネットワークを支える民生委員は何年も続けているが、自治会長は短期間でころころ変わる。補助金統合による自治協の応援は期待できない。
- ・ふれあいネットワークとふれあいサロンを切り離す理由がわからない。
- ・社協助成金の一部を活力補助金に統合すれば自治協議会の負担が増大するので反対。
- ・制度改正の意図が分からない。単位自治会の活動であるふれあいネットワークに自治協議会がどう協力すればいいのか。
- ・社協の助成金の一部を活力補助金に統合しても、自治協の負担が増すばかりで、メリットが感じられない。
- ・補助金を統合することで社協のふれあいネットワーク活動が促進されるというが、手続きが煩雑になるだけで制度改正の意図がわからない。
- ・活力補助金を増額してもらいたい。
- ・補助金を統合したら、自治協の会計処理が大変になるだけ。
- ・ふれあいネットワーク等の助成金を活力補助金に統合したら、市の監査の対象になるのか。

- ・自治協議会は、校区社会福祉協議会との連携もうまくいっているので、補助金統合の必要性は感じていない。
- ・自治協議会と校区社会福祉協議会が別団体になっている。トップが二人いるのは好ましくないため、団体の統合を指導すべきではないか。
- ・補助金統合については、制度改正の市の意図がわからない。自治協議会の負担が増えるだけのことでないか。
- ・現行の制度でうまくいっている。制度改正の必要性はない。
- ・補助金の統合は、校区社協の弱体化を狙ってのものか。校区社協と自治協議会は良好な関係にある。
- ・社協の補助金は一部統合されることになっているが、人尊協の補助金はどうなるのか。
- ・「ふれあいネットワーク」を自治協議会へ統合すると社会福祉協議会の基本となる事業が無くなるのではないか。
- ・社協事業統合は、良い提案だとは思いますが、希望制にすると地域が混乱するのではないか。本市独自の取り組みであるなら、市がもっと強いリーダーシップを示して欲しい。
- ・社協の事業を自治協に統合することにより、町内会自体がパンクすることを心配する。福祉の後退になるのではないか。
- ・社会福祉協議会との統合をどうするかということを、しっかり考え議論しなければならない。
- ・希望の校区というのはとても曖昧であり、目標等をはっきりさせて欲しい。
- ・社協助成金の統合で金の流れがシンプルになり、事務の簡素化につながるなら歓迎。
- ・本来、自治協の財布は一つが望ましい。
- ・ふれあいネットワークは、町内会長が中心となって実施しているので、社協助成金と活力補助金は統合したほうが実態に合っている。
- ・社協の補助金が自治協へ入ることはよい。
- ・会計等の事務簡素化につながる見直しであればよい。
- ・なるべく統合が望ましい。(自治協と社協会長兼務の校区)
- ・福祉3団体(自治協、社協、老人クラブ)の統合を以前から言っていた。
- ・大いに賛成。会計業務も専門化してきており、引継ぎが困難になっている。
- ・社協事業で統合されるものとされないものが生じないように、できるだけすべて統合する方がよい。
- ・地域福祉の業務をこれまでどおり校区社協がやれば事務が面倒になる。
- ・ふれあいネットワーク活動と広報誌発行事業が自治協に統合されると社会福祉協議会は楽になるので助かる。
- ・社協の会長は自治協会長の自分が兼務しているが、社協がやる高齢者や子どもに関する事業は自治協と一緒にやっており、金の使い方については皆さんと相談しながらやっているので、統合してもさほど問題はないと思う。
- ・社協としてはサロンしか独自性が残らない。社協をいっそ自治協の中に取り込むという選択も考えられる。
- ・社協を自治協に入れると不都合が出てくると思う。老人会との兼ね合いなど。
- ・社協と自治協が協力して高齢者の見守り事業等を行っており、今までどおりで問題ないと考えているが、社協と自治協がうまくいっていないところがあるのが不思議である。
- ・社協の補助金を統合する場合、実際にどれくらいの金額が上乗せされるのか。社協

単独で活動する場合とどちらが得になるのか。

- ・社協助成金を活力補助金に統合すると、使い道が厳しくなるのではないかと感じる。
- ・社協助成金の統合により、自治協議会の会計の範囲が広がり、会計は煩雑になる。
- ・社協の助成金を統合する場合は、組織としても自治協の中に入れる必要があり、各種団体が1つ増えるような考え方だと思う。
- ・統合されていない補助金制度は全て一本化して、一括補助制度に改めて貰いたい。
- ・社協で行っている事業として、現在確立しているので、支援事業補助へ統合すると負担の軽減というより、より複雑化しそうである。
- ・社会福祉協議会との話し合いを慎重にした後での統合が必要と思う。
- ・現状では反対である。ふれあいネットワークの組織の中身の対象者、サポーター等の働きについて自治会長は捉えておらず、また、お互いの情報交換の場等が無いため。
- ・補助金の一元化・統一化が極めて重要。  
各自治会の単位シニアクラブ向けの「助成金」を自治協議会経由にし、「活力あるまちづくり補助金」に統合して頂く事も併せて要望する。
- ・統合の目的・メリットがよく分からない。交付金が増えなければ校区の負担増となりかねない。
- ・人尊協、シニアクラブに直接交付されている助成金についても「活力あるまちづくり支援事業補助金」に統合できればして頂きたい。
- ・この助成金を分解してメリットがあるのか。この「ふれあい三事業」は正に高齢者対策の三点セット事業であって、助成金を分ける意味が理解できない。
- ・事務処理が煩雑になるので現状のままで良いと思う。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・ぜひ統合して欲しい。
- ・統合して頂ければ幸いである。
- ・助成金の一部の統合ではなく、全てを統合したら。
- ・検討案に賛成。まちづくり支援事業補助金の10%アップの検討をお願いします。
- ・市の補助金の交付手続きは、手続きが煩雑なことから、もっと簡略化して欲しい。
- ・校区では、民生委員、ふれあいネットワーク、老人会の友愛訪問の三つの見守り活動が行われているが、別々の団体が訪問してくるので困られている方もいる。
- ・民生委員は守秘義務があるが、ふれあいネットワークの活動者にはない。ふれあいネットワークには民生委員もいるが、守秘義務があるので要支援者の情報が教えてもらえない。
- ・市から自治協へ直接配分になったとして、何が変わるのか不明確。
- ・社会福祉協議会が弱くなる可能性、または委員がいなくなる場合がある。
- ・社協の会計も複雑になる。
- ・広報紙発行事業については自治協主体で発行するのは良いと考える。
- ・住人の名前・年齢が不明で見守りや日常生活支援の活動が制限を受けている。これらについては、改善策を考えて貰わないといけないと思う。
- ・現時点での改善しなければならない問題点、変更した場合の効果予想が明確に述べられていないので、意見を出せない。
- ・今日まで培われた校区社協の力を削ぐものであり、反対である。

### 【各種団体の意見】

- ・地域住民の高齢者対策を推進することは非常に重要な事業である。
- ・ネットワーク、広報紙補助金が自治協議会に入るのは賛成である。
- ・現在の校区での社協事業の実施は、共同募金からの支援の率が低くされ、また、対象が増える中、費用的に苦勞している。校区の皆さんのご協力（社協賛助会員、募金）でやっと運営している。
- ・自治会・町内会が行っている「ふれあいネットワーク」はどうなるのか。何故、社協の助成金を全て統合しないのか分からない。社協の助成金はこれまでも削られている中で、統合で助成金削られると、いよいよ社協がなくなる。
- ・活力補助金になると領収書が厳しくなる。
- ・校区社協は、今まで自治協議会とは並列の立場にあると思っていたが、助成金が自治協議会に入り、そこから助成金を校区社協が受け取るとなると、自治協議会の傘下に入るように感じられる。
- ・検討案にすると役員が1年～2年で変わるため、今のままの方が良いと思う。
- ・当校区は自治協議会と社協とは、「ふれあいネットワーク」など、協働でうまく回っているので、助成金統合には反対である。
- ・出来上がっている土台を崩して新たな取組みになると、時間がかかるのではと思うので、社協は現状のままを希望する。
- ・検討案は会計処理がやりやすくなると思うので、自治協議会に一本化されるのは大変良いと思う。人尊推進協議会についても自治協助成金に統一して欲しい。
- ・社協の活動を二分しても、かえって複雑化するだけだと思う。
- ・自治協の会長のやり方次第では「ふれあいネットワーク」が縮小するのではないかと思う。
- ・社協として独立的な活動をしているので、従来の方が望ましい。
- ・統合になれば校区社協の事業活動も縮小され、自治協の負担増となる。校区社協助成金が将来的にさらに減り、あるいはなくなる事が予測される。よって、校区社協は任意団体であり、存続する意味がなくなると考える。
- ・もっと具体的な内容を示さないと、全てが拒否されて、自治協の福祉の柱は成立しなくなるだろう。

### ○共同募金会からの助成金の交付先の変更

#### 【自治協議会の意見】

- ・自治協議会に変更することにより助成金の増加が図れると思われる。
- ・「共同募金（赤い羽根）」の募金は、殆んどが自治会を通じて寄付されており、「募金助成金」が自治協議会に交付される事により、自治協議会の福祉活動を効果的、効率的に対応、運営できる事になる。
- ・共同募金会の助成金は校区社会福祉協議会の活動資金となっているが、もともと町内会長が集めた募金もあるので、共同募金などの事務手続きに問題が無ければ、社会福祉協議会の助成金の統合とともに、共同募金助成金の交付先についても自治協議会にした方が地域住民には分かり易い。
- ・共同募金の交付先については、自治協組織内の町内会から集めた募金の一部が自治協に交付されるのはおかしい。



#### 【自治会・町内会の意見】

- ・共同募金会助成金の交付先を自治協議会に出来るようにすることに賛成する。
- ・大いに検討・推進してもらいたい。
- ・自治協議会に交付することにより、本当に福祉活動の協力連携の強化につながればよいが、福祉に対する正しい理解がない場合、不透明な助成金運用にならないか不安が残る。
- ・町費より捻出の募金の、自治協議会への還元は当然かと思う。
- ・共同募金や歳末助け合い募金は、各町内の隣組長が集めている募金が校区自治協議会に配分にならず、社会福祉協議会になっているのかと疑問に思う。当然のことながら、配分の申請資格は自治協議会にあるべきだと思う。
- ・現在の自治協内や団体や校区住民の皆さんに社協・福祉活動が十分に理解されているとは感じられない現況で、団体間の連携した活動が推進されるとは考えられない。

#### 【各種団体の意見】

- ・共同募金助成金の交付先が自治協議会であっても結構である。
- ・交付先を自治協議会へ変更は、助成金の交付と募金を依頼する窓口も自治協議会へ変更し、統合が必要と考える。
- ・補助金、自主財源、助成金等が1箇所を集約される事は好ましい事とは思われず、共同募金助成金は従来どおり交付先は各社協の方が良いと考える。

### ○地域への協力依頼や事業等の見直し

#### 【自治協議会の意見】

- ・この見直しは進めるべきである。
- ・推進して欲しい。
- ・地域の負担軽減策の検討は是非進めて欲しい。
- ・町内会長は担当地区住民への責任を負っており、また校区全体の仕事も加わるなど大きな負担感を感じている。
- ・道路工事等で警察署の道路使用許可申請のため、工事業者から町内会長の承諾のための印鑑をお願いに来られることが頻繁である。当該町内の工事に対し、任意で町内のお世話している町内会長が承諾印を押すことは非常に責任を感じる。何ら義務も権限もない町内会長が署名押印する手続きは止めて欲しい。
- ・民生委員の推薦を町内会長に依頼されるが、町内にどの年齢層の方が、どれくらいいるのかも知る事が難しいので、探すのに苦労しているのが現実である。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・出来るだけ地域に負担が無いように工夫して支援や促進、推進をして欲しい。
- ・行政からの要請や依頼が多く町内会長に不満が多い。あまり負担をかけないようにして欲しい。
- ・市からの配布物が色んな団体等からバラバラに来るのを月一回程度にまとめる事は出来ないのか。
- ・県・市の団体からの強要と思われる。
- ・市の各企画事業について、地域への提案があるなら、地域の負担増とならないようにするため、地域にて実施中の事業削減も合わせて提案すべき。

- ・今は全てが町内会長への協力依頼であるが、町内会長は担当地区住民への責任を負っており、校区全体の仕事も加わり、大きな負担を感じる。
- ・民生委員は法的には市長が推薦することになっているので、市役所と出先機関の職員OB、その家族（配偶者）、現役職員の家族（配偶者）から選任して頂きたい。
- ・2年毎に交代する町内会長では、町内住民をきちんと把握できない為、各種役員を推薦するについても顔と名前も分からない事が多く、推薦や人選など出来ない状況である。会長が町内住民を把握し知っていて当たり前と言う前提で依頼されても、推薦など安易に出来るはずがない。
- ・市からの依頼だけではない。国、県、警察、法務局からも依頼がある。行政は福岡市だけではない。福岡市は、市以外にどのような事があるか、把握もせず校区におろしてきている。

#### 【各種団体の意見】

- ・清掃時のゴミ袋をもらえなくなったが、町内会・自治会を支援していくという取り組みと矛盾していないか。

### ○子ども会活動の活性化

#### 【自治協議会の意見】

- ・子ども会に未加入の家庭が出ている。これは地域の活性化とコミュニティの阻害になるので進めて欲しい。
- ・行事の活性化、保護者の負担の軽減策等を検討し、楽しく参加できる活力ある子ども会にして欲しい。
- ・校区の子育連としては、校区の事業だけでも保護者の負担増の声があり、福岡市の活動には参加していないのが現状である。
- ・少子化の中、子ども会から脱退する家庭も出ている。早く活性化対策を行って欲しい。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・賛成。特に子ども会活動はしっかり出来ている校区は元気でまとまりがある校区と思う。子ども会活動が縮小していっているのが心配。
- ・子ども会活動の活性化による地域コミュニティへの参画促進。負担軽減を期待している。自立した明るい楽しい子ども会となることと思う。
- ・区の子ども会育成連合会への加入率が悪い。福岡市子ども会育成連合会の「活性化検討会」との連携による検討の成果を期待する。
- ・現在の子ども会の未加入者が増加している大きな理由の一つに「保護者の負担感」がある。「行事の活性化」は更にその負担感を増大することになり、「保護者の負担感の軽減策」と「行事の活性化」は相反する事項である。この検討が良い方向に進展すれば、子ども会活動は大きく前進すると思う。
- ・子ども会への未加入問題への対応として、子どもの健全育成にかかる校区への助成を厚くしてもらいたい。
- ・子ども会への未加入問題で困っている。

- ・子ども会活動は、地域行事参加のきっかけとして重要であるとともに、一方では保護者への負担感の重荷を軽減すること、また人間関係の意思の疎通を図り、楽しく運営が出来るためにも「地域活動アドバイザー制度」を導入されることを望む。
- ・今までも十分な活動と思われるが、より一層の支援で、地域ごとに子ども達の幸福な将来を作って欲しいです。
- ・子ども会活動は、地域活動参加のきっかけとして本当に重要と考える。現在、各種団体等に関わり協力している人たちには、子ども会活動を実践してきた方が多く含まれる。しかしながら、子ども会ひいては福岡市子ども会育成連合会の衰退により、現状はだんだんと悪くなっているように思われる。
- ・何をどうするのか不明で、市子連にリーダーシップがあるとも思えない。
- ・「遊びの達人派遣事業」等の派遣単位が校区単位になっているのを、各町単位でも派遣出来るように変更できないか。
- ・出来るだけ地域に負担が無いように工夫して支援や促進、推進をして欲しい。
- ・市子育連について、活動の簡素化を希望したい。市子育連は、担当役員業務の軽減化やそれぞれの地域事情に合った柔軟な地区の組織構成や運用を図って頂きたい。
- ・子ども会活動は、自治会では「子ども会」として取組んでおり、市の子ども会育成連合会からの押しつけ的な活動はやめて貰いたい。自治会の子ども会の活動を優先すべきである。

#### 【各種団体の意見】

- ・子ども会活動について、保護者の共働きや家庭環境の多様化の中で、子ども会の活動における保護者の負担感は増していると感じる。子ども会の活動に子ども会の役員だけでなく、会員の保護者の方々にも積極的に参加してもらうようにする。子どもを通じて同じ町内の親同士の交流が図られ、一緒に楽しむことが出来るのではと思う。
- ・市や区の子連からの行事参加の要請をこなすだけで、役員の活動がいっぱいいっぱいである。地域の子ども達へ、校区の子連として、子ども達が楽しめる行事の企画提供をしようにも難しい現状である。
- ・子連のスポーツ大会自体が元気がなく、参加率が悪いため、行事（スポーツ大会、ドッジボール・ソフトボール）に対しての印象がよくない。行事を進めていく士気も下がり、協力してくれる地域の方々への繋がりも見えなくなっている。時代が変わっても同じ競技、同じルール、同じやり方では、現代の子ども、校区の事情と合わず苦勞している。
- ・PTAとの活動の共存、一体化による活動の充実。

### ○公民館を活用した地域活動の支援

#### 【自治協議会の意見】

- ・地域コミュニティの場として公民館を活用することは良いことだと思う。
- ・良いと思うが、現状公民館の業務はかなりハードである。
- ・公民館側の意識改革がまず必要。
- ・検討例は自治協・公民館の現体制ではむずかしい。体制強化についてどのように考えているのか。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・ 公民館のサポートなしでは現行，自治協は機能しない。
- ・ 公民館等があまり前面に出ると地域と摩擦が生じる可能性がある。公民館の立ち位置をはっきりさせるべき。
- ・ 公民館にそのような能力があるとは言えない。まず，各自治会の実態を理解しているとは思えないし，職員の方々の勉強不足は否めないし，期待していない。

### ONPO・ボランティア団体・企業等を活用した地域活動の支援

#### 【自治協議会の意見】

- ・ NPOの活用は大切である。
- ・ 地域と共働できるNPOについて情報がほとんどないので，リスト化や好事例の紹介などをやってほしい
- ・ NPOだからといって全てがまともな団体とは限らない。十分精査してもらいたい。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・ 地域の自治会，地域の人々によるNPO活動が最重要。活動を手助けするNPOの活動例は，知らないものが数多くあると思う。情報提供をお願いしたい。
- ・ NPO等を起用すると新にお金が必要だが，相応の効果を上げられる，現場主義で実践向きのNPO等が福岡にいるのか。
- ・ 必ずしも健全な内容ではない団体も存在するので，活動実態を精査する体制が必要と考える。リストにある団体というだけで安易に地域活動に参画してもらう事に対して不安がある。

## II 自治会・町内会への支援

### ○住民の参加と交流促進を目的とする事業の実施

#### 【自治協議会の意見】

- ・ 自治会単位の支援が検討されており，見直しの方向はよいと思う。
- ・ 町内単位の支援(笑顔あふれる地域づくり応援事業)は，自治協に対する補助金とは別枠なので評価する。
- ・ 新規事業，リニューアル事業に対しての助成は有り難く，一定期間のみの助成ではなく続けて頂きたい。
- ・ 自治協議会未加入自治会にも等しく補助されるならば，自治協議会は成り立たなくなり，自治協議会を脱退する自治会が増えることにならないか。
- ・ 「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は，防犯灯，消火栓の点検パトロールなどの奉仕的活動にも活用できるのか。
- ・ 自治会が行う交流事業は町内会に入っていない人も対象とするところがあるが，ますます町内会に入らないのではないか。
- ・ 単位自治会に対する「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は，会員対象とすべき。
- ・ 対象事業について，清掃活動は入らないと説明があったが，一番集まりやすい。

- ・自治会対象の助成制度は、対象の選考等に何らかの形で自治協が関わるようにすべき。
- ・単位町内会が直接区役所とやりとりすることになれば、地域内の連携が困難になる可能性があるため、申請手続きなどで自治協が関与する仕組みにして欲しい。
- ・自治会・町内会助成制度の新設は慎重に進めて欲しい。趣旨に沿わない申請があがったり、校区の方を向かない会長も出てくる心配がある。
- ・単位自治会に対する「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は、いくつかの町内(ブロック)が集まって実施するものも対象とすべき。
- ・単会への助成制度が創設されることは、自治協とは別に市の支援ルートが新規にできるという重要な変更である。「校区より自分の自治会が大事」という雰囲気心配。
- ・直接単位町内会に補助金を交付することにより、自治協議会と単位町内会の情報共有が困難になる恐れがある。自治協議会を通して申請することが望ましい。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は自治協を通さないと、校区が分散していく恐れがある。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は従来から行っているところも出して欲しい。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業補助金」の額はたいして多くないのに、補助金をもらおうと監査が大変そうだ。
- ・町内会に支援をすると、自治協の行事がなくなっていく可能性をはらんでいる。その点が心配だ。危険性をはらんでいる。自治協を通じて申請するようにしなければ。
- ・問題は、基本計画、発議、実施計画の調整等を誰がするのか、帰する所は町内会長、町内会役員になる。ここに負担増が来るので町内会長のなり手がなくなる。
- ・自治会への支援は、自治協議会を通じて支援する方向に持って行くのが良いと考える。校区・地区の自治協は、各自治会の事業は全て把握する使命感があって、各自治会が新事業をする場合、当然知っておくべきであると思う。
- ・今までいろいろ考えてきたが、人がたくさん集まる方法を教えて欲しい。
- ・市の職員が地域活動に参加していない。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・全面的に賛成。
- ・町内での交流事業への取り組みを支援する事は自治会・町内会の活性化につながると思うので、是非実現して欲しい。
- ・住民同志の交流を深める手段に対しての支援があれば、交流の場の延長線上に今後取り組む必要性のある高齢者見守り、子育て支援、防犯への目配りと連鎖して行く活動になる。高齢者、子どもと活動が分派して行くのを、少しでも地域一体感を育てていく交流の場づくりとなると思う。
- ・単位町内での交流を企画しているが、町内会費を取り崩しての実施で負担が大きいので、期待する。
- ・小学生と親世代、小学生と祖父母世代、若年層と高齢者など、複数の層の交流を想定すると、有意義で目的の明確な事業が発案されるのではないかと考える。
- ・自治会・町内会の動きの現状はどうかと言えば、成り行き任せでジリ貧状態。ここに「喝」を入れなければと思う。「笑顔あふれる地域づくり応援事業」の推進をぜひお願いしたい。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は、補助金が切れたときに自治会、町内会が負担を背負い込むことになるのではないか。

- ・三世代交流の場をしてバーベキュー大会が出来たらと考えている。こういう事業も応援の対象に出来ないのか。一定期間に限りとあるが、これでは続けていく事が難しいと思う。検討して欲しい。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」の新規が10万程度とのことだが、企業と一緒にやれるような、柔軟にやれるようなものを認めて欲しい。しっかり予算を取ってもらいたい。ぜひお願いする。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」で、リニューアルの補助金は5万ということだが、それでは足りない。補助金額の見直しを検討して欲しい。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は、もちつきなど自治協以外での活動が増え単位自治会としての負担が増す。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は、自治会の負担が増すうえに、自治協議会が実施する事業への参加者の減少につながる。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」の交付額は教えてほしい。
- ・自治会で実施している「どんと焼き」は補助の対象になるのか。
- ・清掃は駄目であるということだが、町内会行事が魅力ないため出てこない。バーベキューを計画しても出てこない。一斉清掃は義務感で出てくるので、清掃がダメであれば他にない。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」の補助は、「活力あるまちづくり支援事業補助金」の別枠であるのか。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」では、新規に事業を計画するのは、自治会・町内会では大変な作業となり、市から「こういう事業をされたらどうですか」など、アドバイスがないと、申請は出ないのではないのか。また、現在でも事業を行っているが、これ以上増やすのは困難ではないのか。
- ・現在、町内の餅つき大会は社協の共同募金からの助成金で交流事業として行っている。この事業をリニューアルした場合でも補助金はもらえるのか。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」は各町内が手を挙げれば膨大な予算が必要となる。全てに補助金が出るとは考えられないが、どれくらいの割合で補助金を出すつもりか。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」に関して、すでにやっているところはないようでは、身を削ってやっている我々としては納得できない。
- ・現在行っている季節の交流会「花見」の参加者は年々増えてはいるものの、全世帯のごく一部で、高齢者又幼児を抱えているなど、横の繋がりを作るために、足の確保、例えば福祉バスの利用等が気軽にできるシステム等を検討して頂きたい。
- ・ぜひ活用したい。私達の校区は一本化になりスムーズと思っている。校区は進んでいると確信している。
- ・地域応援事業の内容制限及び必要な費用の助成について、いただいた説明が伺いたい。
- ・小・中学生の地域行事への積極的参加を促進するよう、教育委員会、学校の指導をお願いしたい。
- ・申請期間を設けず、随時受付をして頂けると、かなり利用しやすくなるように思う。
- ・自治会・町内会に対して直接応援、費用の一部助成を行うならば、自治協議会のまとまりが無くなってこないか。また、自治協議会の存在意義が薄くなってこないか。
- ・皆が喜んで参加できるイベントがあればご指導願いたい。
- ・支援は大変評価できるが、アドバイザーの方に不安が残る。経験、知識、人間性等を判断して、真にアドバイザーとしての適格性を有しているか。

- ・記載されている事については理解できるので、成功例を定例会等で伝えて欲しいと思う。
- ・資金面などでの支援をいただけるようだと、さらに会の充実、交流の深まりが期待でき、伝統的な祭りを盛り上げる大きな力になる。
- ・地域の防犯や災害時の不安等も、日頃から地域が気軽に交流できていると解決できると思う。交流の持てる行事は良いと思う。ただ、積極的に参加する人達だけでなく、多くの人に参加できるようにするためには、アイデアが必要だと思う。
- ・地域活動への住民の参加については、市はもっと住民への啓蒙を行うべきだ。
- ・町内会への未加入問題で悩んでいる。町内会への未加入問題や後継者問題など、骨太の応援を期待する。
- ・URの団地の自治会加入率が20%を切っていることが問題になっている。自治会支援を行うのであれば、未加入問題や後継者問題などの支援を実施してもらいたい。
- ・役員手当の増額のための「町内会支援金」の創設が必要である。
- ・町内会長・自治会長に対する処遇と位置付けを明確にして頂きたい。
- ・公務員経験者の人達の協力者が少ない。

#### 【各種団体の意見】

- ・町内で、会員に限らず老若男女による住民が気軽に参加できるイベントに助成して欲しい。
- ・ここに記載されている活動にはとても興味があり、是非実施したいと思うところである。若者を利用した活動の企画を市、行政から老いた会長たちに提案して頂きたい。
- ・「笑顔あふれる地域づくり応援事業」だが、これは一定期間に限りなのか。ずっとは続かないのか。
- ・既存の活動に、グループ、組織、町内の人々が楽しく参加できるように常時努力する必要がある。
- ・現在の自治会単位ではなく幅広く交流できる事業の取り組みが実施できることを期待している。

### ○公民館による自治会・町内会の支援事業の実施

#### 【自治協議会の意見】

- ・賛成。各町内会固有の運営上の問題があり、日常町内会長は悩んでいる。もっと突っ込んだ話し合いが出来るような場を公民館で提供して頂き、解決方法を見つけないと考える。
- ・日々事例や悩みを共有する場を設けたいと思うが、なかなか実施できずにいる。公民館の事業としてお願いしたい。
- ・町内会活動を集約した情報ツールが欲しい。（公民館だより、学校からの配布物ぐらい。）
- ・公民館に求められるコミュニティ支援の中身が具体的に示されたら受け止めている。
- ・公民館の館長、主事が自治会長に対しこのような事業を行うのはおかしい。
- ・解決策を見出す機会となる事業を公民館が行うことは理解できない。説明を願いたい。

- ・公民館主催事業で支援事業を実施するとあるが、校区自治会の立場からは有り難い。しかし、これは自治会なり町内会の課題・研修等であるので、公民館にお願いするのではなく、校区自治会・自治協議会の中で研修会等を開き課題解決を見出していくべきではないか。
- ・町内会長の経験も無く、地域の事を知らない公民館で解決策をサポートするのは無理だと思う。
- ・自治協の対応が各自治会・町内会に対して不十分だったのか。
- ・公民館独自に自治会・町内会の組織に介入出来ないはず。自治協と相談して公民館との共働事業の形を取るならば少しは理解できる。公民館は、公民館だけで自治会・町内会と話が出来る組織ではないはずだ。行政アンケート等で問題を感じているのであれば自治協と話し合うべきではないか。

#### 【自治会・町内会の意見】

- ・大いに推進してもらいたい。
- ・自治会長になって日も浅く、実際何をしていいのかわからない。他の自治会の活動を知りたい。是非、実施してもらいたい。
- ・自治会の中で起きた問題や課題の解決策として、自治会コミュニティ事業があれば、成功事例で解決できたり、今後の取組み方などが明確になって、自治会の活動がしやすくなると思う。
- ・公民館にそのような能力があるとは言えない。まず、各自治会の実態を理解しているとは思えないし、職員の方々の勉強不足は否めないし、期待していない。自治会内の問題は自治会内で話し合うべきだし、役員の先輩やご近所と相談してこそ、つながりが出来ていくもの。
- ・公民館の負担が増えて、機能不全になりはしないかと危惧する。人的支援（要員増）とかが行われるのだろう。公民館ではなく各集会所で実施されるべきではないだろうか。
- ・地域の課題、問題解決の具体的方策のアドバイスを受ける所や人が皆無であり、行政の地域支援の内容が見えない。校区・地区レベルでなく、構成する各町の課題解決ができる専門スタッフを配置して欲しい。
- ・分野別専門地域アドバイザーについて、例えば、西区内での登録者リストが充実できれば重宝されると考える。
- ・自治会・町内会の悩みは自治協で話し合い解決する。公民館は課題解決する所ではない。
- ・公民館の活用がうたわれているが、現状のままの公民館の活用は難しい。地域支援課の更なる支援、地域アドバイザーによる支援など、考えてあると思うが、そうした支援策の充実なくしては公民館に求められる機能を果たすのは無理だと思う。
- ・公民館が解決策を見出す事が出来るのか。公民館の人員も限られている。単に場所を提供するだけではないか。本来は自治会・町内会の上部組織である自治協議会の事業ではないか。



## ○地域集会施設の借上げ制度の拡充

### 【自治協議会の意見】

- ・地域施設支援の対応は是非検討して欲しい。
- ・集会所補助金は、もっといろいろな支援をして欲しい。
- ・集会施設の借上げについて。家賃の 1/2, 現行通算 16 回を増やす考えはあるのか。

### 【自治会・町内会の意見】

- ・集会施設の補助について、自分達で集会所を持つ事は難しい。月 1 回使うというこ  
とで借りるのに補助は良い事だ。
- ・地域集会所施設の借上げ補助の制度は、4 町内の内 2 町内が集会所を持たず、あ  
りがたい。
- ・地域で会場場所を単発で借用する場合の補助・支援をぜひ早急に実行に移して欲し  
い。
- ・集会場が無く、公民館も遠いため、町内会として行事などし難い。至急検討して頂  
きたい。
- ・集会施設を借りやすいよう補助金の額ももっと出るよう検討して欲しい。
- ・集会所の改修、建築の補助金も受け付けが年 1 回で、承認が翌年というのはスパンが  
長過ぎる。せめて翌年には実施できる程度であって欲しい。
- ・地域集会施設に関する新たな支援は大いに推進してもらいたい。特に、集会施設の  
新築・増築等に関する助成制度の更なる充実・拡大を図って頂きたい。
- ・町内会長になって 6 年になるが、自分の自宅で役員会をしている。こういう状況な  
ので、市の方で支援をお願いしたいと思う。
- ・補助要件の緩和に加え、土地価格が高い実態を踏まえた工夫が必要と考える。
- ・現在私の町内では、集会所が無い民間の施設を利用している。集会所が無い、  
または将来作るのも大変な町内は、建物借上げ補助が受けられるようにして頂きた  
い。
- ・補助要件の緩和についてお願いしたい。床面積、改修費共に要件を緩和して頂き、  
補助が受けられるよう、切にお願いしたい。
- ・集会施設の増改築、修繕については、10 年に 1 回の補助となっているが、施設が老  
朽化してくると、10 年間の期間が長すぎるので、5 年に 1 回の補助に変更して欲し  
い。また、補助限度額についても増額をお願いしたい。
- ・校区の中でも公民館から遠く離れ、地理上も行き難い地域であるところに集会所を  
3 つの町内会で運営している。建築後 20 年を経過し、今後改修等の必要性が見込ま  
れるが、その費用がない。サークル利用者からの利用料で日々の運営費は捻出して  
いるが、修理費にはとても足りない。
- ・月に数日、スポット的に借りる場合の補助要件等の詳細を教えて欲しい。
- ・大変ありがたいと思う。
- ・積極的に進めて頂きたい。遠くなると集まりが悪くなる。

## ○地域が必要とする居住者情報への対応

### 【自治協議会の意見】

- ・居住者情報の対応は是非検討して欲しい。
- ・居住者情報への対応について、現状はほとんど情報とならない。市としてしっかりと考えていただきたい。
- ・市は地域コミュニティとの共働を言っているにもかかわらず、住民情報はだんだん出さなくなった。住民情報を従前のように出すべき。
- ・若い世代に、自治会活動を知ってもらい、次世代の中心メンバーを発掘するためにも住民の情報を町内会長へ公開して欲しい。
- ・地域でお年寄りの見守り等の高齢者対応が益々重要になってきており、民生児童委員に提供されている「要援護者台帳整理名簿」を自治会長に提供して頂きたい。
- ・個人情報の保護も極めて重要であるが、自治会・町内会で個人情報の管理を厳重にする方策を指導するとともに、その活動以外には使用しないとの確約の下で、せめて各家庭における居住者の人数、年齢、性別程度の情報は開示して頂けるよう検討をお願いしたい。

### 【自治会・町内会の意見】

- ・特に集合住宅では隣人のことさえわからない。
- ・世帯主名簿の復活など、自治会の活動がやりやすくするための方法を検討してもらいたい。
- ・マンションに住んでいる人達を担ぎ出すのに、名簿はない、誰が住んでいるのか分からない。行政が考えていることとかけ離れている。
- ・名簿に名前が入っていないので、わかりにくい。戸建ての新築はよいが、集合住宅は困っている。隣組長で対応してもらっており、個人情報保護はわかるが、もう少し出せないか。
- ・町内会長は仕事が多すぎて続かない。名簿だけでも欲しい。住民の同意があれば、情報が出せるのであれば、転入時等に役所で同意を取ることはできないか。
- ・今の広報物配布先住所一覧でもあった方がよい。町内の世帯数が分かる。
- ・居住者情報一覧は昔、悪用があったとかで悪用防止ということがあったと聞くが、そのために全部ダメというのはどうか。善良な会長には渡してもらわないと。
- ・校区自治協自体は必ずしも必要とはしないが、自治会・町内会は運営上必要不可欠なものである。諸般の事情をご推察いただきたい。
- ・地域コミュニティに必要不可欠なものは何か。基本は居住者情報である。相手のことがわからず、人間関係ができるか。真剣に最低限必要なことは何か議論して提示すべきである。
- ・少なくとも住所、氏名、性別程度の情報は欲しい。本件については、是非とも前向きな検討を願いたい。提供された情報は自治会長として責任を持って管理するのは当然である。
- ・地域活動には絶対に必要な情報である。是非対応して頂きたい。
- ・せめて、世帯主の名前程度のデータは教えて貰えないと、制度とはいえ、見守り支援も何もできない。
- ・自治会長に限定使用にするなど、セキュリティーに配慮しながら、是非「異動世帯住所一覧」に世帯主氏名の記載を希望する。

- ・アパートの持ち主、或いは管理会社に対し、最低限の居住者情報は自治会・町内会に提供する責務を持たせて欲しい。
- ・町内会長は「個別の問題に関わらなくて良い」と言うように受け取られる。町内会長の情熱を削ぐように思われてならない。「地域が必要とする居住者情報への対応」の第1歩は、居住者の名前を町内会長へ知らせる事だと思う。
- ・個人情報保護法のために地域の70歳以上の高齢者及び要援護者等の情報が掌握出来ないのでは、いざと言う時の対策、対応が出来ない。
- ・色々な行事に呼びかけが出来ない。今後、想定外の自然災害が起こる可能性が高いので、助け合い・支援活動が出来難いと思う。
- ・この件に関しては早急に対応して頂きたい。まちづくり、地域のために自治会・町内会は絶対に必要不可欠である。
- ・高齢者の見守り、非常時の支援等のため、必要な情報を民生委員と町内会で共有できないか。または「ふれあいネットワーク」の情報として町内会に提供してもらえないか。
- ・個人情報の問題もあるが、市として地域コミュニティ、支援策等を要求されるのであれば、それなりの情報は提出すべきと思われる。
- ・より実効性のある災害避難・誘導や支援計画づくりに役立つ情報の提供を望む。
- ・アパート・マンション居住者の自治会・町内会への入会促進のためのシステムの根本的見直しを。
- ・地域の絆や共助の重要性に反する状況です。「世帯住所一覧表」に世帯主を記載願いたい。
- ・役員を探すのは非常に苦になるため、検討して欲しい。強く願います。
- ・居住者の住民台帳を公民館の管理で置けないか。入学する新一年生の確認、敬老会の参加資格者の確認等に必要である。せめて公民館ぐらいで閲覧が出来れば時間の節約にもなる。
- ・居住者情報は町内会長と民生委員との情報を共有出来るように出来ないものか、どうか検討をして欲しい。
- ・UR住宅の自治会未加入問題について、市としてURに対して居住者への自治会加入の働きかけを指導してもらいたい。

#### 【各種団体の意見】

- ・自治会活動には住民の名簿が必要であり、高齢者の見守りなどに活用し、民生委員と一緒にやるべきである。

福市社協第1200号  
平成25年10月9日

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課  
課長 平田 俊浩 様

社会福祉法人  
福岡市社会福祉協議会  
事務局長 福本 研一

地域コミュニティとの共働のあり方・最適化の検討に係る社会福祉協議会助成金の  
「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合に関する意見について(回答)

平成25年10月1日付保社第276号で依頼がありました標記の件について、  
以下のとおり回答いたします。

記

- 1 「地域コミュニティとの共働のあり方・最適化の検討について(案)」に係る  
市社会福祉協議会の意見 …… 別紙



「地域コミュニティとの共働のあり方・最適化の検討について（案）」  
に係る市社会福祉協議会の意見

社会福祉協議会助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合、共同募金の交付先の変更協議のいずれも、まずは、当事者である校区社会福祉協議会への早期の提案・意見聴取が求められます。この提案・意見聴取の結果を集約・整理し、後日、社会福祉協議会としての意見書を提出いたします。

I. 自治協議会に対する支援策の検討（案）

2 社会福祉協議会助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討

【市検討案】

現在、校区社会福祉協議会へ交付している福岡市地域保健福祉振興基金事業助成金の内、「ふれあいネットワーク事業助成金」並びに「校区広報紙発行事業助成金」については、校区社会福祉協議会、自治協議会の双方が合意すれば、自治協議会が「高齢者の見守り」を実施することを要件として、「活力あるまちづくり支援事業補助金」に統合することを可能とする。

【市社協の意見】

○補助金統合の有無にかかわらず、共助による住民の主体的地域福祉活動を日常生活圏域で推進する組織が校区社会福祉協議会であることに変わりはなく、補助金の統合が校区社会福祉協議会と自治協議会の連携を強化し、小地域福祉活動の充実へとつなげるためには、地域での話し合い等の過程が丹念に行われることが不可欠となります。

○校区が「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合を希望しない場合には、校区社会福祉協議会に対して直接助成金を交付する現行の方法を継続されたい。

○見守りは、課題抽出ネットワークの核として地域福祉活動の基盤をなすものであり、見守りの現状と課題を全体的に把握するためには、「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合を選択した校区に対しても、統合補助金の申請・報告手続きの区での取りまとめの段階に区社協が関与できる方法をルールとして担保し、市と社協の協働による見守りの仕組みづくりを推進されたい。「高齢者地域支援会議」と「支えあい助け合いの地域づくり事業」、「生活支援サービスの開発」といった福岡型地域包括ケアシステム推進の重要施策につながるルール化です。

○社会福祉協議会助成金を統合する場合は、現行の「ふれあいネットワーク事業」は見守りの対象を高齢者に限定せず、障がい者等を含めた「見守りが必要な人」としています。「ふれあいネットワーク事業」を縮小ではなく発展させるという観点から、補助金統合後の見守りを「高齢者等の見守り」と位置付けられたい。

○現行の「ふれあいネットワーク事業助成金」は、自治協議会に未加入の自治会・町内会を単位として実施されている「ふれあいネットワーク」にも交付されています。見守り活動を縮小ではなく発展させるという観点から、自治協議会に加入していない形で実施されている「ふれあいネットワーク」にも引き続き補助金を交付する方法を講じられたい。

○「ふれあいサロン」が有する見守りの機能を重視し、「ふれあいネットワーク」と一体的に展開するといった実施形態の校区もあり、「ふれあいネットワーク事業助成金」と「ふれあいサロン事業助成金」の交付方法を分離することがマイナスの影響を及ぼす事態も想定されます。方向性に留まらない補助金統合後の具体的実施方法を含めた校区での十分な話し合いの結果を受け止め、真に地域福祉の充実に資する制度設計を行われたい。

## I. 自治協議会に対する支援策の検討（案）

### 3 共同募金会からの助成金の交付先の変更協議

#### 【市検討案】

現在、福岡県共同募金会福岡市支会から交付されている校区社会福祉協議会配分金の交付先を、校区の希望により、校区社会福祉協議会か自治協議会のいずれかを選択可能とするとの提案。

#### 【市社協の意見】

○共同募金の交付先を自治協議会とすることを検討するについては、社会福祉法等関係法令との関係を十分に精査されたい。

○共同募金事業の実施・決定主体は都道府県共同募金会及び支会・分会であることから、共同募金会の意思を尊重され、変更協議に臨まれたい。

・共同募金配分金は、事業を実施する団体に対する事業費の配分であることから、配分金の交付先の変更は、事業の実施主体の変更（事業の移管）となるため、校区社会福祉協議会と自治協議会との十分な協議が必要となります。

・配分金交付先の校区社会福祉協議会から自治協議会への変更は、募金活動を行っている各校区の地区委員会の構成の見直しといった現行の共同募金のシステムに係る新たな課題を惹起する可能性があることから、共同募金会との十分な協議が必要となります。

・現在、地域への共同募金の見直しが進行中であり、この時期に交付先の変更協議がなされることは、地域に無用な混乱を引き起こす恐れがあります。仮に他の条件が満たされ協議するとしても、実施時期については慎重な判断が必要となります。

福市社協第1695号

平成26年 1月 9日

福岡市保健福祉局  
局長 中島 淳一郎 様

社会福祉法人  
福岡市社会福祉協議会  
常務理事 松田 潤嗣

「地域コミュニティとの共働のあり方について」に係る意見書の提出について

福岡市とコミュニティとの共働のあり方をよりよいものとするための検討内容について、福岡市社会福祉協議会連絡協議会地域福祉部会において別紙意見書のとおり取りまとめましたので、提出いたします。

特段のご理解をもって市政運営に反映いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 「地域コミュニティとの共働のあり方について」に係る意見書  
… 別紙



## 「地域コミュニティとの共働のあり方について」に係る意見

福岡市とコミュニティとの共働のあり方をよりよいものとするための検討内容についての市からの提案・意見聴取の場として、去る平成25年11月26日から12月13日の間、各区において校区社会福祉協議会会長会議・地域福祉部会を開催いたしました。

ここで出された多数の意見を集約・整理し、福岡市社会福祉協議会連絡協議会地域福祉部会で意見書として取りまとめましたので、提出いたします。

各区で開催の会議で出された意見は、主な意見として、別紙に列挙いたしておりますが、一つひとつが自らの校区の実情を踏まえた貴重な意見であり、福祉コミュニティの構築に従事する地域の住民を代表する声として、共助を柱に据えた校区の福祉を推進する方策の各種の検討に、適切に反映されることを切望いたします。

### 1. 「社会福祉協議会助成金」の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合について

ふれあいネットワークは、要援護者の社会的孤立の解消を目指し、課題を抽出する見守りネットワークとして、地域福祉活動の基盤をなすものです。その重要性を誰よりも深く認識し、民生委員さんや地域の方々の協力を得ながら難しい実践を地道に築き上げてきたのが、校区社会福祉協議会です。

提案の社会福祉協議会助成金の活力あるまちづくり支援事業補助金への統合が、見守り活動の充実につながるものとは考え難く、一人暮らし高齢者の増加等によりさらに重要性を増す見守り活動を今後どう拡充していくのかを、現行のふれあいネットワーク活動を基本に、十分な時間をかけ、知恵を寄せ合い、多様な視点から総合的に検討していくことが求められているものと考えます。

一体的に運用しているふれあいネットワークとふれあいサロンのお金の流れを分離するという提案を含め、慎重審議を求めます。

### 2. 共同募金助成金の交付先の協議について

共同募金は、地域福祉を推進するための主要な財源であり、校区社会福祉協議会の活動を支える資金面の命綱です。校区社会福祉協議会はこの貴重な市民の浄財を得て、受配団体としての責務を重く受け止め、住民参加の福祉活動を進めています。

共同募金は、一般事業団体である自治協議会ではなく、福祉事業団体である校区社会福祉協議会に配分されるのがふさわしいものと認識しています。

なお、自治協議会を共同募金の助成金の交付先とすることは、募金者に配分することになり、共同募金の第三者募金という性格から見ても説明がつかない等、共同募金というシステム上の問題もあることから、共同募金事業の実施・決定主体である福岡県共同募金会福岡市支会の意見を尊重されたい。



## 【各区の校区社会福祉協議会会長会で出された主な意見】

各区の会議で出された主な意見を、発言順を基本として、以下に列挙します。発言内容は議事録ではなく、その要旨を記述しています。意見のみを掲載し、質問は、割愛しています。

## ◇東区〔平成25年12月10日（火）10:00～・東区保健福祉センター〕

（1）社協助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討について

- ① 自治協に対する補助金は、自治会加入の有無にかかわらず市民を対象とした事業に使うというのは建前であり、自治協の根幹をなしているのは自治会長会であることが、自治協事業全般に反映されるのが現実である。ふれあいネットワークの自治協への事業移管が、障がい者や子育て世帯を含めた見守りが必要な人、気になる人を対象として校区社協が行ってきた見守り活動を異質なものとする（自治会加入者、高齢者に限定する）事態も予測される。地域コミュニティと言いつつ、地域の現実、見守りのことが分からないままの机上のプランニングと言わざるを得ない。
- ② 自治協が新たな福祉事業を立ち上げた場合には新たな補助金を交付する（独自に予算を上乗せする）ことも行わず、ただお金を右から左に移すだけの検討案には、何の意味もない。これでは、校区社協潰しと取られても仕方がない。
- ③ 超高齢社会の到来に向けての地域の課題は、町内会長の半数が1年で交替することである。今行うべきは、コミュニティ活動の推進における町内会長の位置づけの明確化と、具体的手立てである。
- ④ 社協は福祉事業団体としての活動を行い、自治協は一般事業団体としての活動を行うという棲み分けをして事業を行っている。この役割分担のどこに問題があるのか理解できない。問題のない校区にとっては、校区社協と自治協を喧嘩させるかのような提案であり、波風を立ててもらいたくない。
- ⑤ 校区社協が中心となり、課題を残しながらも10年かかって地域に密着した福祉もようやくここまで来たというのが実情。ここでの、福祉を自治協にシフトするという提案はうまくいかない。
- ⑥ 問題があればそれを具体的に示した上での検討案であればまだしも、唐突に補助金の統合化が提案されても、今、なぜ必要なのかまったく理解できない。うまくやっている校区には、迷惑な話である。

- ⑦ 今考えなくてはならないのは、今回の提案ではない。例えば、地域の福祉活動の担い手である民生委員を増やす、その報酬を増やす方策である。公民館の予算も増やすべきである。
- ⑧ 校区社協はボランティアであり、そのメンバーのやる気がふれあいネットワークを支えているのが現状。ふれあいネットワークを理解してくれる人が多いとは言えない自治協が、見守り活動に取り組むかは疑問である。
- ⑨ 社協助成金が自治協補助金に統合された場合、結局、事業が校区社協に丸投げされるだけで、現在の活動が維持できるだけの予算が確保される保証は何もない。
- ⑩ 校区社協でふれあいネットワーク活動の活性化に取り組んでいる最中のまちづくり支援事業補助金の1事業への統合話であり、まちづくり基本事業の中に埋もれていくのではないかと危惧している。これまで社協の事業に力を注いできたのに残念である。
- ⑪ 活動と財源は一体であるべきであり、財源を分離する今回の検討案は、活動そのものに支障をきたす。
- ⑫ 高齢者福祉の推進は、民生委員、校区社協、自治協を三本柱とし、互いに協働・連携することでその達成を図ることが望ましい。自治協に一本化すべきではなく、自治協会長の方針によっては、民生委員や校区社協の影が薄くなる恐れがある。
- ⑬ ふれあいネットワークは、自治協、町内会と校区社協が数年かけて打合せながら作った組織で、世話役である社協会長の運営により順調に機能している。今は、変更の必要性はない。

◇博多区〔平成25年11月26日（火）9：30～・博多区保健福祉センター〕

（1）社協助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討について

- ① 統合するか否かは地域の判断によるとされているが、校区社協と自治協の意見が合致しない場合、どちらに決定権があるのか不明である。
- ② 校区社協会長と話し合うよう市から自治協会長に説明されているようだが、自治協会長からは何の相談もない。
- ③ 「高齢者に関する事業」を自治協のまちづくり基本事業にあげることには賛成だが、本来は、高齢者に限定しない「福祉に関する事業」をあげるべきではないのか。
- ④ 補助金統合の目的が見守り活動等の強化であるなら、地域での高齢者福祉の3点セット事業として一体的に実施し実績をあげている「ふれあいネットワーク」・「ふれあいサロン」・「ふれあいランチ」を分離するという検討案は、理解しがたい。
- ⑤ 校区社協が行っている事業は実態がない、実績があがっていないかのような現状認識のもとづく提案であり、あまりにも実態を知らないとしか言いようがない。特に、ふれあいネットワークは大変な苦勞をして、24時間動いている。
- ⑥ 4畳半の部屋のダンスを動かすがごとくお金の流れを変更するという検討案には、何の意味もない。
- ⑦ ふれあいネットワーク（見守り活動）の推進策がお金の流れの変更として提案されているが、見守り活動は地域福祉の基盤で、ふれあいネットワークがなければ校区社協はないという程重い事業であるということが、行政には理解されていない。
- ⑧ 防犯・防災は自治協、福祉は社協ということで頑張ってきた。見守り活動は、自治協が組長にお願いして行えようまくいき、社協は楽になるというものではない。社協は、自治協では難しいきめ細やかな活動を行っており、町内会・自治会がこの取組みをバックアップするというスタイルが、効果的である。
- ⑨ 補助金統合の意見聴取は、まずは当事者である校区社協に対して行われるべきものであり、安易な補助金統合は、結果として社協潰しとなる。
- ⑩ 町内会長や組長は1年で交替する人が大半であり、ふれあいネットワークの安定した人材・戦力としては期待薄である。

- ⑪ 提案は、自治協を活性化するために助成金を移したに過ぎず、既存の活動であるふれあいネットワークを移しても、自治協は活性化しない。自治協が自らの意思により独自に高齢者事業を起こすのでなければ、事業は根付かない。
- ⑫ 衛生連合会が10年目に自治連に統合されたが、活動は活性化しただろうか。その評価を教訓として、統合が活性化につながるのかを再考する必要がある。
- ⑬ 自治協会長に膨大な情報が集中することにより、2年前に見直された青育連も機能が低下した（活動が薄まった）感が否めない。統合ではなく、校区社協は現行の活動をより充実させて行き、自治協は必要に応じて新たに予算を取り独自に福祉事業を行うべきである。
- ⑭ 市民局の説明資料では、お金の流れを見直しても、結局のところ校区社協が行うことになっており、提案の目的が理解できない。
- ⑮ 見守り活動の実際では、誰を対象として行うかで困っており、連携は、情報の開示と共有が前提となる。提案されるべきは、机上のことではなく、自治協・民生委員・自治連・校区社協間での連携の推進策である。
- ⑯ 社協は支援が必要な人に対応しており、社協が後退すると要援護者は困る結果を招くこととなる。
- ⑰ 自治協が高齢者に関する事業を行う場合、自治協の考え方次第では、ふれあいネットワークの予算が減らされる事態も危惧される。
- ⑱ 統合の是非は各校区の判断に委ねられているので、自治協会長との十分な話し合いが必要だが、博多区の校区社協としては、ふれあいネットワークは現行どおりということで意見をまとめてもよいのではないか。
- ⑲ ふれあいネットワークは事業を移管すればうまくいくというものではなく、ふれあいネットワーク事業を失えば校区社協は潰れる。民生委員との連携もできなくなるのは明らかであり、市社協はもっと明確な対応をすべきである。
- ⑳ 補助金の統合では事務手続きの簡素化が同時に検討されることも必要だが、ふれあいネットワークの活動実態を知ってもらうことも重要であり、現在の事業報告事項は、必要な項目だと考えている。

(2) 共同募金会からの助成金の交付先の変更協議について

- ① 法律に、共同募金は社会福祉を目的とする事業を經營する者にしか配分できないとあり、行政は共同募金の配分に干渉してはならないとあるので、検討案は成り立たない。

◇中央区〔平成25年12月4日（水）14：00～・中央区役所〕

（1）社協助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討について

- ① ふれあいネットワークはお金の流れが問題なのではなく、申請・報告の書類の煩雑さがネックになっている。まずは事務手続きの簡素化を図るべきである。
- ② ふれあいネットワークの実際の活動上の問題は、中には個人情報の保護に過剰反応を示す民生委員がおり、必要な情報の共有化が進まない点にある。
- ③ 福祉活動は事務処理を含めて校区社協が独自に行っており、社協助成金の自治協補助金への統合は、むしろ事務の煩雑化を招くだけである。
- ④ 見守り活動の研修会を行ったが、町内会長は上の空で、新任の民生委員はボランティア活動としてふれあいネットワークに携わることには懐疑的という実状があり、事業の移管により見守り活動がうまくいくとは思えない。
- ⑤ 加入率の低下や人材不足は自治協の構成団体に共通の課題であり、事業を自治協に移すことで、ふれあいネットワークの人材不足が解消するとは考えにくい。
- ⑥ あんしん情報キットの配付や災害時要援護者の台帳化の取組みを通して、住宅地図を使い住民の支え合いマップを作成することによって情報の共有化を行っている。この方法は有用である。
- ⑦ 社協役員と民生委員は、全員自治協の会員にしている。兼務のあり方を含め、社協、民協と自治協の連携を進める組織の作り方を、市は指導すべきである。これまで、市による自治協に対する指導は何もなされていない。
- ⑧ 社協と自治協は、別々の独立した組織としてお互いに責任を持ち役割分担をして行っているからこそ、むしろうまくいっているという面がある。
- ⑨ これを機に、市民局、保健福祉局、社協、共募で十分に話し合っ提案すべき。調整をつけてからでないと、いたずらに混乱を招くだけで、地域に対する提案にはならない。
- ⑩ 校区はそれぞれに異なる地域の特性を持っており、多様な形を認めることを前提にあるべき姿を考える必要がある。
- ⑪ 事務を簡素化し、社会福祉に特化した団体が福祉事業を行うべきである。

- ⑫ 社協は独自の組織として存在すべきであるが、取組みの幅が広い。校区社協に求められるものが明確ではなく、市社協として、校区社協の事業方針を出すことも必要である。
- ⑬ いきいきセンターの個別相談の情報が地域に提供されないため、地域は何をしていいのかわからない。
- ⑭ 校区の福祉活動には民生委員の協力が不可欠であり、民生委員と自治会長の連携が重要となる。「情報の共有は本人の同意が前提」では、ふれあいネットワーク活動はできない。同意が前提は、机上の空論である。

#### (2) 共同募金会からの助成金の交付先の変更協議について

- ① 共同募金は、申請・報告の書類の煩雑さ、事業が一般と歳末に分かれ事務手続きが煩雑になっていることが問題であり、まずは事務手続きの簡素化を図るべきである。
- ② 「募金を集めた自治協が、なぜ配分を受けられないのか」という主張にも見られるように、共同募金の基本的な性格や仕組みについての理解は極めて不十分である。共同募金は分かりにくい面があり、正しい理解を促す取組みが不可欠である。

◇南区〔平成25年12月13日（金）15：30～・南区役所〕

（1）社協助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討について

- ① 統合の要件として「希望があれば」が強調されているが、校区の説明はそうではなかった。自治協に入っていない校区社協は発言権がなく、多数決を取られたら社協の意向は通らないのではないかと心配している。
- ② 社協への助成金が減らされる可能性があり、補助金への統合が福祉の充実につながるとは思えない。
- ③ 自治協に入っているが、二重三重の見守りは、すべて社協事業として行っている。助成金をもらってはいるが、校区社協独自に同額程度を予算化している。ふれあいネットワークも広報紙の発行も社協の主体性でうまくいっているものを、金の流れだけで変質させるのは、福祉の後退である。
- ④ 自治協の福祉部に所属しているが、校区社協は自分たちの考えで見守り活動を行っているし、広報紙は予算が足りないので広告料を取るなど工夫している。現状でやれており、今のままでやっていきたい。
- ⑤ 区社協に専門的助言をもらっている。市社協の起動プランに示されている福祉に取り組む姿勢にも共感できる。お金の面からばかりではなく、もう少しみんなで勉強して決めていく必要がある。
- ⑥ ふれあいネットワークに関しては、一人暮らしの高齢者が増えてくるので、防災訓練のときに訪問する、防犯の啓発のときに見守りをするなどして、見守る人たちの幅・目を増やしていければよいと思う。校区社協が自治協に課題をぶつけて、一緒に取り組むことが大事である。
- ⑦ 福祉の問題も、地域の団体みんなで考えていくのが理想の姿。自治協として校区社協に助成を行っており、プラス面もあるのではないかと。統合に不安があるのなら、慎重に考えていく必要があり、結論を急ぐべきではない。
- ⑧ 社協が頑張っていることは十分認知されており、従来の助成金額を校区社協に全額手立てすることで統合を前向きに検討している。ふれあいネットワークに限らず地域の福祉を進めるには町内会長と民生委員の協力が不可欠であり、統合により自治協も口出しできるので、各町のお尻を叩きたいと考えている。



◇城南区〔平成25年12月13日（金）15：30～・城南保健所〕

（1）社協助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討について

- ① ふれあいネットワークと校区広報紙は自治協、ふれあいサロンとふれあいランチは校区社協では、校区の福祉全体の運営管理が難しくなる。
- ② ふれあいネットワークとふれあいサロンは、本来一体的に運用する事業であり、別組織では難しく、相乗効果も期待できない。
- ③ 自治協が支援を要する高齢者の情報を持っているわけではなく、把握しているのは民生委員である。校区社協はこれまでの取組みのなかで民生委員との信頼関係を築き、一定の情報共有ができていたので、ふれあいネットワークがうまくいっている。この点は、自治協では難しい。
- ④ 1～2年ですぐに実施というのではなく、移行期間を設けて試行錯誤しながら練り直す必要がある。ただ、校区社協と自治協がうまくいっているところにとっては、理由も分からない突然の提案で驚くばかりである。
- ⑤ 超高齢社会の到来に備えるのであれば、校区社協を強化するという発想での取組みが望まれる。検討案は自治協の強化策であり、福祉の充実につながるとは限らない。
- ⑥ 配食事業で300食を配るには約50人のボランティアが必要だが、校区全体の取り組みとして自治協の協力を得て各町から1名実行委員を出してもらい、うまくいっている。従来どおりの校区社協と自治協のかかわりでよい。
- ⑦ 校区内のすべての町内会長が校区社協の委員であり、校区社協と自治協の連携はできている。変える必要はまったくない。あまりに唐突な提案で、市には何か思惑があるのではないかとさえ感じている。
- ⑧ お金の流れを変えるより、市には組織を強化するための指導をして欲しい。

（2）共同募金会からの助成金の交付先の変更協議について

- ① 共募の助成金を自治協に交付するのは、募金者に配分することになり、第三者募金という共募の性格から見ておかしい。

◇早良区〔平成25年12月5日（木）16:00～・早良保健所〕

（1）社協助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討について

- ① 統合によって、むしろ事務は煩雑になる。
- ② 予算の配分権を変えることは、社協の存在意義を奪うことにつながる。福祉を充実し自治を強化するならば、校区社協の予算を増やすべきである。
- ③ 補助金統合の必要性やメリットが曖昧である。連携は必要だが、それぞれに得手、不得手があり、自治協はハードを、校区社協はソフトを担うということではよいのでは。現状では、今回の提案は自治協にとっても迷惑なのではないか。

（2）共同募金会からの助成金の交付先の変更協議について

- ① 共募の配分先の変更は、法的にクリアできることを確認して地域に提案すべき。さもないと、混乱を招くだけである。

※別紙“「地域コミュニティとの共働のあり方について」に対する意見（早良区社会福祉協議会会長 結城勉 早良区地域福祉部会会長 後藤光敏）”をご参照ください。

◇西区〔平成25年12月6日（金）10:00～・西市民センター〕

（1）社協助成金の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合検討について

- ① ふれあいネットワークがなかなか立ち上がらないという現状がある。だからといって、補助金を統合し、自治協の強力なリーダーシップによりふれあいネットワークが立ち上がるとも思えない。
- ② 構成員として福祉の取組みの必要性を自治協にアピールしても、なかなか伝わらないという現実がある。このような中、方向性も示さずに補助金の統合は地域の選択と言われると、ますますどうしていいのか分からなくなる。市は、校区社協をどうしようと考えているのか、見解を示すべきである。
- ③ 自治協の構成団体として自治協と連携して活動を進めている校区社協にとっては、今回の提案は意味をなさない。お金の流れが別であることに、何の支障もない。
- ④ 検討案の当事者は校区社協である。まず校区社協に説明し、校区社協と自治協が話し合って決めるとするのが、筋ではないか。
- ⑤ 地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業の校区指定を受け、ボランティアを養成して、ようやく地域福祉活動を担う人材不足の解消に成果をみた矢先の提案で驚いている。見守り活動を失うことは、校区社協の半分がなくなるに等しく、いっそうのこと、校区社協を解散し、自治協福祉部にした方がすっきりするとさえ思える。
- ⑥ 自治協は地域の意見を取りまとめるところであり、校区社協、民協、自治連等、各団体が自らの意見を集約した後に、自治協という場で論議すべきである。
- ⑦ 校区社協は、目の前にいる援護を必要とする人から逃げることはできない。何とかしようと、みんな頑張っている。地域だけでは解決できないときには、地域から行政に対応を要請する。その時に応えてくれればよい。
- ⑧ 今回の提案は、いろんなことを地域のみinnで考え直すきっかけにはなっている。1～2年かけて、じっくり論議するテーマである。
- ⑨ 補助金の統合について、自治協も社協もともに決定権がないなかでの提案であり、合意できない場合は、軋轢を生むだけである。自治協と校区社協が連携すれば済む話なのか、並列型、部会型（福祉部会）といった自治協組織のあり方そのものの問題なのか。検討を要する。

- ⑩ 検討案を示すことは、方針として行うことであり、地域が選択すると言いながらも、提案したからには、市は補助金の統合を進めることを意図していると捉えている。行うことが前提なら、そのことを既定の方針として善後策を考え、請じることが現実的な対処法であるという思いもある。
- ⑪ ふれあいネットワークも校区広報紙の発行も選択制ということになれば、社協が束ねる部分と自治協が束ねる部分とに分かれ、事業の全体が把握できなくなることによる問題が生じるのではないだろうか。
- ⑫ 市は縦割りで方針を下ろしてくるが、受ける地域は1人2役、3役で活動を行っている。今回の検討案の提示方法は、まさに行政の縦割りの弊害が事態を混乱させている典型である。
- ⑬ 今回の提案である校区の意思による選択を堅持すべきである。市が方針としての選択制を崩すときは、当然、再提案し、再協議とすべきである。
- ⑭ 校区社協は自治協には入らず別組織である。ふれあいネットワークの立ち上げを町内会長に提案し、ようやく合意を得て動き出したところである。お金をつけて自治会を動かすのが、提案の狙いであると認識している。
- ⑮ 中途半端な提案で検討しようもないが、結果として、校区社協の存在意義が薄れ、自治協の負担が増えるものと考えている。

## (2) 共同募金会からの助成金の交付先の変更協議について

- ① 共同募金に限らず、区社協賛助会費、日赤等の募金は、町内会によって集めないと集まらないのが現実。共同募金に係る論議は、この現実を踏まえて行うべきである。
- ② 校区での地域コミュニティとの共働のあり方についての説明会を受けて、すでに「自分たちが集めたお金は、自分たちに還元すべきである」という声が自治会長サイドから出ており、共同募金に対する誤った理解を助長している。
- ③ 共同募金会助成金の交付先を自治協に変更すると、福祉以外に使われる懸念がある。
- ④ みんなで集めた共同募金をなぜ市が自治協に交付することを提案するのか、理解に苦しむ。社会福祉法にも抵触する行為ではないのか。

## 「地域コミュニティとの共働のあり方について」に対する意見

早良区社会福祉協議会会長 結城 勉

早良区地域福祉部会会長 後藤光敏

### 1. 「社会福祉協議会助成金」の「活力あるまちづくり支援事業補助金」への統合について

- 校区社会福祉協議会では、自治協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等地域諸団体の連携の下、高齢者等の見守り活動である「ふれあいネットワーク」、「ふれあいサロン」をはじめ、様々な福祉活動に取り組んでおります。
- 活動の主な財源は福岡市地域保健福祉振興基金(ふれあいネットワーク等4事業)、賛助会費、共同募金となっております。
- 提示された検討案では、ふれあいネットワーク助成金と広報紙発行事業助成金のみ統合されることとなっておりますが、その場合当然それらの事業の担い手である校区社協に、自治協議会を通じて配分されるべきと考えます。
- 提示された検討案を選択した場合、校区社協にとっては、自治協議会と区社協の両方に二重の手続きが必要となるなど事務的な煩雑さが懸念され、すでに自治協議会との連携を進めている校区にとってはそれほどのメリットはないものと考えます。
- 校区社協は今後とも自治協議会等地域諸団体との連携を強め、高齢者等の見守りをはじめ地域ぐるみの福祉活動を推進していく所存です。活動のさらなる活性化に向け、区社協と区役所の連携による校区社協への支援の充実をお願いいたします。

### 2. 共同募金会助成金の交付先の協議

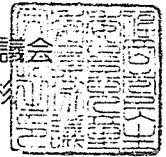
- 共同募金は法律により「社会福祉を目的とする事業を経営する者」に配分することとなり、その法に基づき校区社会福祉協議会が配分を受け、校区全体の福祉活動に活用しております。福祉活動の重要な財源となっており、交付先の変更は承認できません。

制度の変更に当たっては関係者の意見を十分聴取し、その必要性も含めて慎重に検討されるよう要望いたします。

福市民児協第 16 号  
平成 25 年 11 月 22 日

福岡市  
保健福祉局長 中島 淳一郎 様

福岡市民生委員児童委員協議会  
会長 藤村 文彬



### 「ふれあいネットワーク」等助成金の自治協議会補助事業への統合について

初冬の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また日頃から、民生委員・児童委員の活動にご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、先に情報提供がありました標記の件につきましては、民生委員・児童委員活動に、特にかかわりが深いことから、当協議会及び各区民生委員児童委員協議会で意見を交わし検討を進めてまいりました。その結果を取りまとめましたのでご報告いたします。

### 記

民生委員・児童委員は、自ら研鑽に努めるとともに社会奉仕の精神に基づき、それぞれの地域で様々な活動に取り組んでおりますが、孤立死、災害発生時の要支援者に対する安心・安全の確保や児童虐待に関する通報等新たな課題が増加し、民生委員・児童委員活動に対する不安感も増大しております。

このような中、地域福祉の推進を図るには、民生委員・児童委員活動に限らず自治協議会をはじめとした各種団体等により地域全体で少子高齢化社会を支えていくことが大切です。

その中でも、校区社会福祉協議会は、多年にわたり地域の高齢者など支援が必要な方々に対する見守り活動等の中核を担ってきた団体であり、自治協議会に助成金が統合された場合には、

- ①事業資金の交付先変更に伴い、校区社会福祉協議会の活動が衰退する恐れがある
- ②自治協議会の役員は、1～2年程度で交代があり福祉に対する理解が継承されにくい
- ③自治協議会が組織されていない地域での活動や自治協議会に加入していない方への対応をどうするか

等さまざまな課題があります。

つきましては、各種団体等の意見を十分にお聞きいただき、慎重に検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

なお、参考として当協議会及び各区民生委員児童委員協議会での主な意見内容を添付します。



(別添)

当協議会及び各区民生委員児童委員協議会での主な意見内容

- 自治協議会の定例会等で高齢者の話が出てこない。自治協の中で高齢者問題に関心を持ってもらうためにも新制度に期待したい。
- ふれあいネットワークは、校区社協主導では、難しいと思っている。自治協がその気にならないと推進が難しく、自治協への統合はいいのではと思う。
- 校区社協会長に説明する場合、趣旨が理解できるまで時間をかけて説明してほしい。
- 校区社協は、地域にとって大切な団体です。校区社協の存在が薄れていくと思います。しっかり検討してほしい。
- セーフティネットを果たす社協の力が弱まることを懸念する。みんなで社協をこのまま応援していくべき。社協の助成金はそのままにして、必要な予算を自治協議会に純増すればよいのでは。
- メリット、デメリット両方あると思う。検討案は自治協議会が熱心になると思うが、役員が代替わりすると熱心さは薄れ、補助金を配分するときの発言力だけが強くなるのではないかと懸念される。  
自治会は、自治会会員外は見守らなくてもいいと言う。たとえば敬老会でも自治協議会会員外をなぜ呼ぶのかと言われてたりする。社協主催であれば会員以外も呼べる。
- 自治協の任期と民生委員の任期に違いがある。共同で進める場合、経験や知識に差があり、ネックになっている。
- 自治協は、校区社協も民生委員も入っていないので、この話は難しい。たとえば、防災等勝手に決められ民生委員には役割だけ求められ困っている。社協も民生委員も地域のすべての人を対象としているが、自治協は特定の人を対象としがち。  
最初に、住民すべてを対象とするなどの条件を付けて補助金を出すとしても、代替わりするとわからなくなる。お金の流れと活動する人が同じほうが間違いない。
- 民生委員の立場として検討すると、統合には反対です。  
自治協に統合すると、校区社協が自治協からお金をもらうことになる。今は、校区社協が各活動団体に直接お金を分け、自治協への加入、非加入に関わらず活動を行っている。民生委員も自治協の加入、非加入に関わらず見守っている。  
自治協にお金がいくと、非加入の地域住民に対して自治協は何もしない。結局、自分たちが見守りしないとイケないことになる。民生委員は板挟みに遭うのではないか。

平成25年12月12日

福岡市市民局コミュニティ推進課 御中

福岡市七区男女共同参画協議会代表者会

東 区	熊谷 知子
博多区	林 君子
中央区	野田 孝恵
南 区	櫻井千恵美
城南区	石内絵衣子
早良区	緒方 豊子
西 区	山岡三重子

**地域コミュニティとの共働のあり方について  
～制度の改善と新たな支援策について～**

標記に対して、下記のとおり意見を申し上げます。ご検討の程、よろしく申し上げます。

記

**5 ページ、「活力あるまちづくり支援事業補助金」制度の見直しについて**

『「まちづくり基本事業」で実施する事業は、自治協議会自らが決定できるようにします。』  
については、地域における男女共同参画推進の後退に繋がることが懸念されるとともに、校区の実情を考えると時期尚早である。





<理由>

- 福岡市では、校区単位に男女共同参画協議会を設置し、地域における男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うなど、重要な役割を果たしてきた。また、この校区単位での男女共同参画推進組織の体制は、福岡市独自の取組として他都市からも高い評価を受けている。

国が男女共同参画社会基本法を、県や市は条例・基本計画を制定するなど、男女共同参画社会の実現は行政の責務であり重要な使命である。少子高齢化と労働力不足が懸念され、国を挙げて男女共同参画を推進している流れの中で、地域における男女共同参画推進の後退に繋がりにかぬ今回の見直しは、時代の流れに逆行していると言わざるを得ない。

- 平成23～27年度を計画期間とする『福岡市男女共同参画基本計画(第2次)』では、基本目標6「地域活動における男女共同参画の推進」の中に、具体的施策として「男女共同参画協議会等の活動支援」が掲げられており、福岡市男女共同参画審議会の答申を踏まえて市が策定した計画の期間中に、このような見直しを行うことは男女共同参画推進に対する市の姿勢を疑われかねないものである。

- 人権尊重や男女共同参画推進は、地域のあらゆる事業に反映すべき基本理念であり、そのことをしっかり地域が認識しなければ、すべての人が暮らしやすいまちにはならない。そういう観点からも、男女共同参画は他の「まちづくり基本事業」とは位置づけが異なり、同列に扱われるべきではないと考える。

- 自治協議会制度が始まって10年が経ち、自治協議会が成熟したので地域の自主性に委ねるといふ形に見えるが、地域はまだそこまで達していないのが実情である。地域における男女共同参画意識は未だ低く、校区間の差も見られる。そのような状況にあつて、今回の見直しが行われた場合、「男女共同参画に関する事業」を選択しない校区も出てくることが懸念され、これまで取り組んできた地域における男女共同参画推進の後退に繋がりにかぬ。「男女共同参画に関する事業」は、引き続き“必須事業”として位置づけておいていただきたい。

- なお、資料5ページの記載については、<現行>では「男女共同参画に関する事業」のみ活動事例が記載されておらず、<検討案>では追加事業にもかかわらず「高齢者に関する事業」は太字で記載されるとともに②番目に記載されている。これでは⑦番目に記載された「男女共同参画に関する事業」が最も優先度が低いように受け取られかねず、地域が事業の取捨選択を検討する際に一番に外してもいいような印象を受ける。

「男女共同参画に関する事業」も具体的な活動事例を記載するとともに、事業に番号をつけるのを止めるなどの修正を行っていただきたい。

## 自治協議会の運営基盤強化支援事業の実施状況について

### 1 実施内容

「自治会・町内会への加入率の低下」や「役員の担い手不足」といった課題について、地域自らが解決策を考えるワークショップや勉強会開催の支援を行った。今後、報告書を取りまとめ、取組み内容を地域と市で共有するとともに、引き続きコミュニティ施策の検討に活かしていく。

### 2 実施校区

7区31校区(東区は5校区 博多区は21校区で実施)

### 3 各校区から出てきた「今後検討すべき」こと(抜粋)

#### ○知ってもらう

- ・広報活動の強化
- ・活動の楽しさを伝える
- ・町内会の規約と会計の透明化

#### ○参加しやすくする

- ・誰でも参加できて楽しめる行事の企画
- ・参加者へのインセンティブ

#### ○活動しやすくする

- ・活動の場をつくる
- ・活動者への手当
- ・各委員を廃止し行事毎のボランティアを募集する
- ・出ごと、仕事を減らす
- ・役割分担
- ・高齢者情報の開示

#### ○対話・話し合い

- ・町内での話し合いの場
- ・マンションの管理会社やオーナーとの協議
- ・子育て世代の悩みを校区全体で共有

#### ○きまりをつくる

- ・条例で自治会への加入を義務化
- ・不動産賃貸借契約書での明記・同意

## (実施状況一覧)

区	校区	テーマ等	参加者	実施時期	参加人数
東	名島	名島校区のまちづくりを考える	自治協議会、公民館サークル、PTA、子ども会育成連合会、青少年育成連合会	9/26	31人
				11/9	26人
	和白	後継者の発掘・育成	町内会、自治協議会	7/11	21人
				8/1	20人
				8/8	18人
香椎 下原	担い手不足の解消	自治協議会役員、自治会・町内会役員、各種団体	10/21	28人	
			11/18	30人	
12/9	25人				
松島	担い手の発掘・育成	1月以降実施予定			
千早西	自治会・町内会の活性化	自治協議会、自治会、町内会長、各種団体役員	12/4	22人	
			1/8	23人	
博多	全校区	自治協議会の基盤強化	自治会・町内会長	9/21	76人
中央	高宮	自治会・町内会への加入促進	自治会・町内会長	10/12	64人
				6/1	23人
				7/13	23人
				8/10	23人
				9/7	23人
10/5	23人				
南	西高宮	みんなが出番のまちづくり	町内会、各種団体、自治協議会、その他	9/24	54人
				10/25	46人
				11/28	39人
城南	片江	これからの地域に必要なものは何か？	町内会 (経験年数の少ない方、ベテランの役員等)	7/27	57人
				10/5	50人
				10/26	59人
				12/7	56人
早良	四箇田	高齢化等地域の課題に対応する新しい自治組織の創造	1月以降実施予定		
西	金武	ようこそ金武へ	転入してきた住民、自治会・町内会長、各種団体役員	6/22	32人
				9/21	27人

# 「居住者情報に関する意見交換会」の実施状況について

## 1 目的

「地域コミュニティとの共働のあり方・最適化」検討プロジェクトにおいて、居住者情報の提供のあり方について検討するため、自治会長等と行政職員による合同の「意見交換会」を設置し、下記のとおり実施した。

## 2 メンバー構成

(1) 地域側：自治会・町内会長 7名

(2) 行政側：コミュニティ推進課長，防災・危機管理課長，情報公開室長，各区地域支援担当課長

## 3 検討日程

- ・ 第1回 8月 5日 ・ 行政からの住民情報の提供の経緯について  
・ 地域が必要とする居住者情報の目的・内容等について  
・ 課題解決の方策等について
- ・ 第2回 8月19日 ・ 他都市における住民情報の提供の状況について  
・ 地域が必要とする居住者情報の目的・内容等について  
・ 課題解決の方策等について
- ・ 第3回 12月17日 ・ 前回までの振り返りと市の支援の今後の方向性について

## 4. 交換会での意見

### (1) 地域が必要とする情報について

#### ○どんなときに必要か

→地域活動全般に必要

- ・ 自治会・町内会への勧誘，災害時の支援，平時の高齢者等の見守り，敬老会，新1年生行事などの呼びかけ 等

#### ○なぜ必要か

→自治会長，町内会長は地域の代表であるから

- ・ 転入者の情報がないと入会の説明や会費の徴収に行けない
- ・ 行事参加への呼びかけなどのきっかけづくりの基礎情報
- ・ 民生委員と同様の情報がないと地域での効果的な見守りはできない
- ・ 地域行事への参加は，一斉に周知するより個別に呼びかける方が有効だが，漏れがあると公平性を欠き，トラブルとなるため呼びかけできない 等

### (2) 現在の地域の状況

- ・ オートロックのワンルームに居住する高齢単身世帯も増
- ・ 老人クラブの加入率減
- ・ 住民も地域に名簿がないことを知っており，未加入に抵抗なし
- ・ 町費が一括納入されるマンションも入居者名はわからず役員も出ない
- ・ 自治活動に非協力的な全国規模の分譲賃貸物件が増
- ・ 隣組単位で戸建てはなんとかなるが集合住宅は厳しい 等

(3) 最も大きな課題

- 集合住宅（特に賃貸）への対応

(4) 市の提案に対する意見

- 居住者台帳の閲覧可能範囲の拡大について

→ 閲覧は制度が煩雑なうえ、転写する必要があり現実的でない

- 災害対応や見守りなどの業務の一環としての目的別名簿の提供について

→ 地域の負担が増える前提での提供は望まない

- 用途を定めない形での世帯主名簿の提供は困難

→ 行政は地域が大事と言いながら地域を信頼していない

情報は管理するし情報があれば、更に責任を持った地域活動を行うことができる  
条例等で自治会・町内会を位置づけてでも出すべき

自治会、町内会長のやる気に応えてほしい

このままでは地域活動が衰退する

(5) 新たに市で検討している内容に対する意見

- 町内単位での男女毎年年齢別人数リストの配布

→ 不完全ではあるが有効な活用は可能

- 不動産賃貸契約書（福岡市モデル：自治会・町内会加入の明記・同意）を作成し、各不動産事業者へ協力依頼

→ 業界団体から各不動産事業者への周知徹底が必要

- 福岡県宅建協会支部・区役所・地域による勉強会の立ち上げ（協定締結）

→ 地域としても協力可能

※以上の検討案については、すみやかな実施に向け、具体的な作業及び関係機関との協議を進めていく。

